

凡 例

一 本輯は農林水産業調査規則（昭和十五年十二月二十八日農林省令第百十一號）に依る調査を速報として次の五編を編輯する。

- 1 編 農 業
- 2 編 養 蠶 業
- 3 編 畜 産 業
- 4 編 林 業
- 5 編 水 産 業

二 本輯は統計課に於て農林水産業調査規則に依り調査し主として昭和二十二年の農林水産業に關する各種の統計を一括輯録したるも昭和二十二年の調査未了のものに付きては昭和二十一年の事實を輯録し利用の便に供した。

三 農林水産業調査規則に依る調査の方法は市町村長に於て當該市町村に居住する農林水産業者に付き所定事項を申告せしめ之を集計し縣に報告したるものにして耕地動態及林業關係の一部を除く以外は凡て屬人統計なり。

尙申告者たる農業者・林業者・水産業者の意義及範圍は次の通りである。

1 農業者とは農家及準農家を指し農家とは世帯員中農業を営むものの世帯を謂い準農家とは組合、會社、學校、試験場等にして農業を営むものを謂ふ。

農業を営むとは土地を耕作すると否とを問はず耕種養畜養蠶（養禽養蜂を含む）の一又は二以上を業とすることを謂ふ。

2 林業者とは

(イ) 森林自營世帯

(ロ) 私有森林管理者

(ハ) 製炭業經營者

(ニ) 林業被傭労働者數

を總括したるものである。

3 水産業者とは

(イ) 水産業經營者

(ロ) 水産業被傭

を總括したるものを謂ふ。

四 本輯中事實なきものに付ては「一」事實不詳なるもの又は調査を缺くものに付ては「…」を付す。